

## 条 例 改 正 案 文 一 覧

### ～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（1頁）
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（7頁）
- 4 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（11頁）
- 5 東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（13頁）
- 6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（15頁）
- 7 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（17頁）

## 第一百六十六号議案

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十九年十二月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

## 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「管理又は監督の地位にある職員又は監督の地位にある職員であつた者から」を削り、同条第二項中「取りまとめ」の下に「、前条に規定する職員又は職員であつた者のうち人事委員会規則で定めるものについて」を、「事項を」の下に「、毎年度一回」を加え、同条第三項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であつた者から」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 消防総監は、前条に規定する職員又は職員であつた者のうち人事委員会規則で定めるものについて、前条の規定により届出を受けた事項のうち人事委員会規則で定めるものを、毎年度一回、公表する。

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

## （経過措置）

2 この条例による改正後の東京都職員の退職管理に関する条例第八条の規定は、平成三十年二月一日以後にこの条例による改正前の東京都職員の退職管理に関する条例第七条の規定による届出を行つた職員について適用し、同日前に届出を行つた

職員については、なお従前の例による。

(提案理由)

再就職情報を公表する対象職員を拡大するため、再就職情報の報告及び公表に係る規定を改める必要がある。

## 第二百二十六号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年十二月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）」を削り、「とする」を「と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする」に改め、同条第四項第一号中「であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して東京都規則で定めるもの」を削る。

第二十二条第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に、「百分の百二十」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「受ける職員」の下に「（次号に該当する職員を除く。）」を加え、「百分の九十五」を「百分の百」に改め、同項第三号中「（前号に該当する職員を除く。）」を削り、「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に、「）を乗じて」を「、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五）を乗じて」に改める。

附則第五項中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。  
附則に次の二項を加える。

8 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合における第十条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第三項及び第四項中「額とする」とあるのは「額の範囲において人事委員会の承認を得て東京都規則で定める額とする」とする。とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第三項及び第四項第一号の改正規定、第二十一条の二第二項第二号の改正規定（「受ける職員」の下に「（次号に該当する職員を除く。）」を加える部分に限る。）、同項第三号の改正規定（「（前号に該当する職員を除く。）」を削る部分及び「）を乗じて」を「、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五）を乗じて」に改める部分に限る。）並びに附則に一項を加える改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

第二条 この条例（第二十一条の二第二項第二号中「受ける職員」の下に「（次号に該当する職員を除く。）」を加える改正規定、同項第三号中「（前号に該当する職員を除く。）」を削る改正規定及び同号中「）を乗じて」を「、指定職給料表の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五）を乗じて」に改める改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例第二十一条の二第二項の規定及び附則第八条の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第百二十九号）の一部を次のように改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第七条中「切替日」を「平成二十八年四月一日（以下「切替日」という。）」に改める。

附則第九条中「、第二条による改正後の条例」を「、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条による改正後の条例」という。）」に改める。

（号給の切替え）

第四条 前条の規定の施行に伴い平成三十年四月一日（以下「切替日」という。）に職務の級が切り替えられる職員（以下

「特定職員」という。）の切替日における号給は、切替え後の職務の級の号給のうち、切替日の前日においてその者が属していた職務の級の号給における給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同額又は直近上位の額の号給（旧給料月額が切替え後の職務の級の最高の号給の給料月額を超える場合は当該最高の号給）とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

第五条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受けた給料月額が旧給料月額に達しないこととなる特定職員（人事委員会の定める職員及び任命権者が人事委員会と協議して定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する特定職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められたときは、当該特定職員には、人事委員会の定めるところにより又は任命権者が人事委員会と協議して定めることにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められたときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより又は任命権者が人事委員会と協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第六条 前条の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしている場合の前条の規定による差額に相当する額は、同条の規定にかかわらず、この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の二第二項の規定の適用前の給料月額と前条の規定による差額に相当する額との合計額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から改正後の条例第六条の二第二項の規定による給料月額を減じた額とする。

第七条 前二条の規定による給料を支給される特定職員又は職員に関する改正後の条例第二十一条第四項（改正後の条例第二

十一条の二第三項において準用する場合を含む。」の規定の適用については、改正後の条例第二十一条第四項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第　　号）附則第五条又は第六条の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

（勤勉手当に関する特例措置）

第八条 平成二十九年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十一条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の九十五」とあるのは「百分の百」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の百三十」と、同項第二号中「百分の百」とあるのは「百分の百五」と、同項第三号中「百分の四五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

（給与の内払）

第九条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（提案理由）

東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。

## 第二百三十二号議案

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十九年十二月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

## 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項の表中「であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して教育委員会規則で定めるもの」を削り、同条第四項第一号中「であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの」を削る。

第二十四条の二第二項第一号中「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十五」に改め、同条第三項第一号中「であつてその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるもの」を削る。付則に次の一項を加える。

7 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める場合における第十二条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、同条第三項及び第四項中「額とする」とあるのは「額の範囲において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額とする」とする。とする。

附 則  
(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十四条第二項の表、同条第四項第一号及び第二十四条の二第三項

第一号の改正規定並びに付則に一項を加える改正規定並びに附則第三条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

**第二条** この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二十四条の二第二項の規定及び附則第八条の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。（学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第三条** 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年東京都条例第百四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

#### 第六条 削除

##### （号給の切替え）

**第四条** 前条の規定の施行に伴い平成三十年四月一日（以下「切替日」という。）に職務の級が切り替えられる職員（以下「特定職員」という。）の切替日における号給は、切替え後の職務の級の号給のうち、切替日の前日においてその者が属していた職務の級の号給における給料月額（以下「旧給料月額」という。）と同額又は直近上位の額の号給（旧給料月額が切替え後の職務の級の最高の号給の給料月額を超える場合は当該最高の号給）とする。

##### （給料の切替えに伴う経過措置）

**第五条** 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が旧給料月額に達しないこととなる特定職員（東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）と協議して定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（前項に規定する特定職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該特定職員には、教育委員会が人事委員会と

協議して定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される特定職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

第六条 前条の規定による給料を支給される特定職員又は職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定による承認を受け、同条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。）をしている場合の前条の規定による差額に相当する額は、同条の規定にかかわらず、改正後の条例第八条の二第二項の規定の適用前の給料月額と前条の規定による差額に相当する額との合計額に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額から改正後の条例第八条の二第二項の規定による給料月額を減じた額とする。

第七条 前二条の規定による給料を支給される特定職員又は職員に関する改正後の条例第二十四条第四項及び第二十四条の二第三項の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第一号）附則第五条又は第六条の規定による差額に相当する額との合計額」とする。

#### （勤勉手当に関する特例措置）

第八条 平成二十九年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の条例第二十四条の二第二項の規定の適用については、同項第一号中「百分の九十五」とあるのは「百分の百」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の百二十」と、同項第二号中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十七・五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十七・五」とする。

#### （給与の内払）

第九条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して定める。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、学校職員の給与を改定するほか、規定を整備する必要がある。

## 第二百二十七号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十九年十二月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条及び次項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。  
(期末手当に関する特例措置)
- 3 平成二十九年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の百七十七・五」とあるのは、「百分の百八十二・五」とする。  
(給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の

特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。

## 第二百二十八号議案

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十九年十二月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の百七十二・五」を「百分の百七十七・五」に改める。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条及び次項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。  
(期末手当に関する特例措置)
- 3 平成二十九年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百七十七・五」とあるのは、「百分の百八十二・五」とする。  
(給与の内払)
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付研究員の採用及び給与

の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告に伴い、任期付研究員の給与を改定する必要がある。

## 第二百三十号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十九年十二月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「百分の百三十」を「百分の百二十」に改め、同項第三号中「三十年」を「二十年」に改め、同項第五号中「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「百分の百五十」を「百分の百四十」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

第六条第二項中「四十五」を「四十三」に改める。

第七条第一項中「千七十五円」を「千百円」に改める。

第八条第三項中「及び育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（同法第十七条の規定による短時間勤務を含む。以下「育児短時間勤務等」という。）をした期間のある月」及び「及び育児短時間勤務等をしなかつた日のあつた月」を削る。

第十条第四項中「又は育児短時間勤務等をした期間」を削る。  
付則に次の一条を加える。

第三十条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第 号）附則第五条の規定による給料

を支給される職員及び学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第 号）附則第五条

の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とそれぞれの規定による給料の額との合計額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、付則に一条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

第二条 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第六条、第七条第一項、第八条第三項及び第十条第四項の規定は、この条例の施行の日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。

##### （提案理由）

民間水準との均衡を図るため、退職手当を引き下げるほか、所要の改正を行う必要がある。

## 第二百三十一号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十九年十二月一日

提出者 東京都知事 小池百合子

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第二条第一項中「一週間にについて」を「四週間に超えない期間につき一週間当たり」に改め、同条第四項中「休憩時間を除き、四週間に超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（再任用短時間勤務職員にあっては、前項の規定に基づき定める時間）とする正規の勤務時間を」を「職員の正規の勤務時間について」に改める。

第三条第一項中「月曜日」を「、月曜日」に改め、「五日間」の下に「（以下「平日」という。）」を加え、同条第二項中「任命権者は、」の下に「任命権者が定める職場において始業及び終業の時刻について職員（育児短時間勤務職員等又は再任用短時間勤務職員を除く。）の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める職員（以下「フレックスタイム制勤務職員」という。）又は」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、フレックスタイム制勤務職員については、職員の申告を経て、暦日を単位として、平日の範囲内において正規の勤務時間を割り振るものとする。

第四条第一項ただし書中「月曜日から金曜日までの五日間」を「平日」に改め、「できる」の下に「ものとし、フレックスタイム制勤務職員については、四週間ごとの期間につき一日に限り、日曜日及び土曜日に加えて、平日において週休日を設けることができる」を加える。

第六条第二項、第七条第一項及び第十二条第一項中「職員」の下に「（フレックスタイム制勤務職員を除く。）」を加える。

#### 附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

職員の柔軟で多様な働き方を推進するため、フレックスタイム制勤務職員に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。